

令和8年度に小学校・中学校へ入学するお子様がいる保護者のみなさまへ

## 【就学援助制度】新入学学用品費の入学期前支給のご案内

令和8年4月に小学校・中学校へ入学するお子様がいるご家庭で、「就学援助」の要件に該当する保護者に対し、新入学にかかる学用品購入費用を入学期前の3月に支給します。受給を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ申請を行ってください。

### 1. 新入学学用品費の入学期前支給を受けることができる方

次の要件全てに該当する保護者

- (1) 令和8年4月に小・中学校に入学予定の方
- (2) 就学援助の要件に該当する方

就学援助の要件に該当する方とは、次のいずれかに該当する方です

- ア、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- イ、市町村民税の非課税措置を受けた者（同一世帯にある者全員）
- ウ、児童扶養手当を受給している者（ひとり親家庭等）
- エ、世帯の収入が、基準額未満の者
- オ、その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

該当するか不明な方も、まずはご申請ください



※生活保護受給世帯は、対象外です。生活保護費より支給されます。

### 2. 支給額・支給時期・支給方法

#### (1) 支給額

小学校入学予定のお子様一人あたり 54,060円

中学校入学予定のお子様一人あたり 63,000円

#### (2) 支給時期

令和8年3月19日（木）予定 ※変更になる場合があります。

#### (3) 支給方法

申請書に記入していただいた保護者指定口座に直接振り込みを行います。

### 3. 申請方法

#### ① 新小学1年生の保護者 及び

#### 令和7年度に就学援助の申請をしていない新中学1年生（現小学6年生）の保護者の場合

**提出書類** ※(1)は申請者全員、(2)・(3)は該当する方のみ提出してください。

##### (1) 就学援助（新入学学用品費等）入学期前受給申請書（兼同意書）

・北中城村教育委員会教育総務課窓口で受け取り、又は村HPよりダウンロード可能です。

##### (2) 児童扶養手当証書の写し ※該当者のみ

##### (3) 同一世帯で18歳以上全員の所得・課税額・控除額を証明する書類 ※該当者のみ

※令和7年1月1日に北中城村に住民登録をしていない方は、その時点の住民登録地である市町村から「令和7年度 所得課税証明書」等を取得してください。

※軍人・軍属等のご家族がいる場合、「2024年分のW-2(Wage and Tax Statement)」等の所得がわかる書類の提出をお願いします。

## **提出先と提出期限**

提出先：北中城村教育委員会 教育総務課（北中城村役場 第一庁舎3階）  
申請期間：令和8年1月6日（火）～令和8年1月30日（金）  
(窓口開庁／平日 8:30～12:00 および 13:00～17:15)

### **② 令和7年度に就学援助を受けている新中学1年生（現小学6年生）の保護者の場合**

令和8年3月時点で、令和7年度就学援助が認定となっている方が新入学学用品費の支給対象となりますので、申請は不要です。就学援助費の振込先口座へ振り込みます。

ただし、3月末日以前に転出する方は、対象外となりますので、教育総務課へご連絡ください。  
また、弟・妹に新小学1年生がいる方は、上記①のとおり申請が必要です。

## **4. 注意事項**

- (1) 今回の「新入学学用品費」の入学前支給を受けた方でも、入学後、就学援助の他の費目（学用品費・給食費等）を受給するには、令和8年5月末日までに「令和8年度就学援助」の申請が別途必要です。「令和8年度就学援助」については、令和8年度の認定基準で審査を行いますので、今回の入学前支給を受けた方でも審査結果が異なることがあります。
- (2) 入学前に「新入学学用品費」の支給を受けられなかった方でも、「令和8年度就学援助」で4月認定となった場合のみ、新入学学用品費を支給します。  
※令和8年5月末日までに申請した場合、4月認定となります。
- (3) 就学援助制度における世帯について  
本制度では、住民基本台帳上は世帯分離し別世帯となっていても同居している場合は、収入等を同じ世帯とみなし算定します。  
また、別居していても次のいずれかに該当する方は同一世帯員として審査の対象となります。
- ・婚姻継続中の配偶
  - ・児童生徒の親権者
  - ・申請者世帯から仕送りを受けている方（別居している学生など）
  - ・申請者世帯へ仕送りをしている方（単身赴任者など）
- (4) 税の申告について  
令和7年度（令和6年分）の所得申告をしていない方は、就学援助の審査をすることができません。児童生徒の兄弟姉妹、同一生計の叔父叔母等も対象になりますので、収入がなくても申告を必ず行ってください。（※扶養に入られている方は申告不要です。）

お問い合わせ

北中城村教育委員会 教育総務課

TEL 098-935-3773

